

郡山市特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する規則をここに公布する。

令和6年12月25日

郡山市長 品川 萬里

郡山市規則第57号

郡山市特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市公文書管理条例（令和6年郡山市条例第11号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定歴史公文書等の受入れ及び排架)

第3条 市長は、条例第8条第1項の規定により引き続き保存することとされ、又は同条第2項の規定により移管された特定歴史公文書等について、次に掲げる措置を施した後、郡山市歴史情報博物館（以下「博物館」という。）その他適切な場所において排架するものとする。

- (1) 生物被害への対処その他の保存に必要な措置
- (2) 識別を容易にするために必要な番号等（以下「資料番号」という。）の付与
- (3) 条例第11条第4項に規定する目録の作成
- (4) 条例第12条第1項第1号アからオまでに掲げる情報の該当性に関する事前審査

2 市長は、法人その他の団体（実施機関を除く。）又は個人から特定の文書を寄贈し、又は寄託する旨の申出があった場合において、当該文書が歴史公文書に該当すると判断するときは、当該文書を受け入れるものとする。この場合において、寄贈し、又は寄託した者が希望するときは、協議の上、利用の制限を行う範囲及びこれが適用される期間を定め、前項各号に掲げる措置を施した後、博物館において排架するものとする。

(著作権等の調整)

第4条 市長は、特定歴史公文書等に著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（以下この条において「著作物等」という。）が含まれている場合には、当該著作物等について、必要に応じて、あらかじめ著作者、著作権者、実演家又は著作隣接権者から著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権に関する利用等の許諾又は同意を得ること等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。

(複製物)

第5条 市長は、特定歴史公文書等について、その保存及び利便性の向上のために必要と認めるときは、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を踏まえ、適切な記録媒体による複製物を作成するものとする。

(目録の作成及び公表)

第6条 条例第11条第4項の規定により作成する目録には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、当該事項に条例第12条第1項第1号アからオまでに掲げる情報が含まれている場合又はやむを得ない理由により当該事項を記載できない場合にあっては、この限りでない。

- (1) 分類及び名称
- (2) 移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名
- (3) 移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期
- (4) 保存場所
- (5) 媒体の種別
- (6) 資料番号
- (7) インターネットで利用することができるデジタル画像等の存否
- (8) 利用制限の区分（公開、部分公開、非公開又は要審査のいずれかとする。）
- (9) その他適切な保存及び利用に資する情報

2 市長は、作成した目録を博物館に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用等により公表しなければならない。

（本人であることを示す書類の提示又は提出）

第7条 条例第13条第1項に規定する本人であることを示す書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、利用請求書を市長に送付して利用請求する者の条例第13条第1項に規定する本人であることを示す書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして市長が適当と認める書類であって、利用請求をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第13条第2項に規定する規則で定める書類は、戸籍謄本その他同項に規定する当該死者の相続人、当該死者の死亡時においてその法定代理人であった者その他郡山市公文書管理委員会の意見を聴いた上で市長が適当であると認める者であることを示す書類として市長が適当と認める書類とする。

- 4 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（この条においてこれらを「代理人」という。）が利用請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（利用請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を市長に提示し、又は提出しなければならない。
- 5 利用請求をした代理人が、当該利用請求に係る条例第12条第1項第1号アからオまでに掲げる情報の利用決定を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面で市長に届け出なければならない。
- 6 前項の規定による届出があったときは、当該利用請求は、取り下げられたものとみなす。

（利用請求書の様式等）

第8条 条例第14条第1項の利用請求書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- (1) 他の博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館をいう。）、指定施設（博物館法第31条第2項に規定する指定施設をいう。）、公文書館（公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第1項に規定する公文書館をいう。）その他これらに類する施設が、展示、研究その他市長が特に必要と認める用に供するため、特定歴史公文書等の利用を請求する場合（以下「他の博物館等による利用請求」という。） 郡山市博物館等利用請求書（第1号様式）
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 郡山市特定歴史公文書等利用請求書（第2号様式）

2 条例第14条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求に係る特定歴史公文書等の資料番号
- (2) 希望する利用の方法
- (3) 利用請求をする者の連絡先（法人その他の団体にあつては、当該利用請求の担当者の氏名及び連絡先）

3 市長は、他の博物館等による利用請求に限り、特定歴史公文書等を閲覧させるため、貸し出すこと（以下この条において「貸出し」という。）ができる。

4 貸出しを受けた者は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。

5 貸出しの期間は、30日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用決定等の通知）

第9条 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求に係る特定歴史公文書等の資料番号及び名称
 - (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用の日時及び場所
- 2 条例第15条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。
- (1) 他の博物館等による利用請求 郡山市博物館等利用決定等通知書（第3号様式）
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 郡山市特定歴史公文書等利用決定等通知書（第4号様式）

(利用決定等に係る期限延長等の通知)

第10条 条例第16条第2項後段の規定による通知は、郡山市特定歴史公文書等利用決定等期限延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

2 条例第17条後段の規定による通知は、郡山市特定歴史公文書等利用決定等期限特例延長通知書（第6号様式）により行うものとする。

(利用請求に係る手続の特例)

第11条 前3条の規定にかかわらず、特定歴史公文書等を移管した実施機関が、当該特定歴史公文書等を利用請求する場合の手続は、市長が別に定める。

(第三者に対する意見書提出機会の付与等)

第12条 条例第18条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第18条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第18条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等に付されている条例第8条第5項の規定による意見の内容
- (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

4 条例第18条第1項から第3項までの規定による通知は、郡山市特定歴史公文書等の利用請求に係る意見照会書（第7号様式から第9号様式まで）により行うものとする。

5 条例第18条第1項から第3項までの意見書は、郡山市特定歴史公文書等の利用に係る意見書（第10号様式）によるものとする。

6 条例第18条第4項の規定による通知は、郡山市特定歴史公文書等利用決定に係る通知書（第11号様式）により行うものとする。

(写しの交付の方法等)

第13条 特定歴史公文書等の写しの交付は、当該特定歴史公文書等の全部又は一部について行うことができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、具体的な範囲の特定を求めるものとする。

2 特定歴史公文書等の写しの交付部数は、利用請求1件につき1部とする。

(電磁的記録の利用方法)

第14条 条例第19条の規則で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかとする。

- (1) 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

(原本の特別利用)

第15条 市長は、条例第19条ただし書の規定により写しを閲覧させる方法により利用に供する決定をした特定歴史公文書等について、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、特に慎重な取扱いを確保した上で、当該原本を利用に供することができる。

- (1) 複製物によっては利用目的を果たすことができない場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めた場合
- 2 当該原本の利用（第4項において「特別利用」という。）を希望する者は、郡山市特定歴史公文書等原本特別利用申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する申請を許可したときは郡山市特定歴史公文書等原本特別利用許可通知書（第13号様式）により、不許可としたときは郡山市特定歴史公文書等原本特別利用不許可通知書（第14号様式）により通知しなければならない。
- 4 特別利用の許可を受けた者は、当該特別利用に伴う一切の費用を負担しなければならない。

(送付に要する費用の納付方法)

第16条 条例第20条第5項に規定する送付に要する費用を納付する方法は、郵便切手で納付する方法又は郵便料金に相当する額を納付する方法とする。

(簡便な方法による利用)

第17条 市長は、利用の促進を図るため、特定歴史公文書等（目録において利用制限の区分が非公開及び要審査とされているものを除く。）について、条例第14条から第16条までに定める方法のほか、簡便な方法により利用に供することができる。

(公文書管理委員会への諮問)

第18条 条例第22条第4項の規定による通知は、郡山市公文書管理委員会諮問通知書（第15号様式）により行うものとする。

(情報提供等)

第19条 市長は、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、目録、検索方法、利用方法等に関して必要な情報の提供を行う。ただし、鑑定の依頼、文書の解読及び翻訳等業務として情報提供することが適当でないと思われる場合はこの限りでない。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第20条 市長は、条例第26条の規定により特定歴史公文書等として保存されている文書を廃棄したときは、当該廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年3月15日から施行する。

郡山市博物館等利用請求書

年 月 日		
郡山市長 <div style="text-align: center;"> 申込者 所在地又は住所 名称及び代表者 電 話 番 号 </div> <p>郡山市公文書管理条例第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。</p>		
1 利用請求に係る 特定歴史公文書等	資料番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称
2 利用目的		
3 利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 利用場所		
5 利用方法		
6 担当者所属及び 氏名		

備考

- 1 利用期間には、輸送等に要する期間を含めてください。
- 2 以下の書類を添付してください。
 - (1) 事業概要（事故防止及び公衆衛生のための措置、輸送方法、特定歴史公文書等の利用態様及び保護の方法、入場料、他の後援等団体等）が確認できる書類
 - (2) 事業の収支予算書（任意様式）
 - (3) 主催者の概要（定款、役員名簿、活動内容等）
- 3 記載に不備があるときは、郡山市公文書管理条例第 14 条第 2 項の規定により補正を求めることがあります。

郡山市特定歴史公文書等利用請求書

		年 月 日
<p>郡山市長</p> <p style="text-align: center;">請求者 所在地又は住所 名称及び代表者 氏 名 電 話 番 号</p> <p>郡山市公文書管理条例第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。</p>		
1 利用請求に係る 特定歴史公文書等	資 料 番 号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称
2 利用方法の区分	文書 図画	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付
3 写しの郵送希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

備考

- 1 については、該当するものにを記入してください。
- 2 記載に不備があるときは、郡山市公文書管理条例第 14 条第 2 項の規定により補正を求めることがあります。

郡山市博物館等利用決定等通知書

様	第 号 年 月 日		
郡山市長 印			
年 月 日付けで利用請求のあった特定歴史公文書等については、郡山市公文書管理条例第15条第 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。			
1 利用請求に係る特定歴史公文書等	資料番号	目録に記載された 特定歴史公文書等の名称	決定の内容及び利用制限を行う部分があればその理由
2 利用目的			
3 利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 利用場所			
5 利用方法			
6 利用条件			

備考

- 1 指定された利用の日時で御都合が悪い場合は、あらかじめ御連絡ください。
- 2 特定歴史公文書等を利用するには、この通知書を提示してください。
- 3 全部又は一部を利用に供する旨の決定がなされた場合であっても、第三者からの審査請求があったときは、利用が停止される場合がありますので御了承ください。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式（第10条関係）

郡山市特定歴史公文書等利用決定等期限延長通知書

第 号	
年 月 日	
様	
郡山市長 印	
年 月 日付けの特定歴史公文書等の利用請求については、郡山市公文書管理条例第16条第2項の規定を適用し、次のとおり利用決定等の期間を延長しましたので、同項後段の規定により通知します。	
1 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称 (資料番号)	
2 当初の決定期間の満了日	年 月 日
3 延長後の決定期間の満了日	年 月 日
4 延長の理由	

郡山市特定歴史公文書等利用決定等期限特例延長通知書

第 号	
年 月 日	
様	
郡山市長 印	
<p>年 月 日付けの特定歴史公文書等の利用請求については、郡山市公文書管理条例第17条の規定を適用し、次のとおり利用決定等の期間を延長しましたので、同条後段の規定により通知します。</p>	
1 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称 (資料番号)	
2 当初の決定期間の満了日	年 月 日
3 特定歴史公文書等のうち相当の部分について利用決定等をする期間の満了日	年 月 日
4 上記3の期限までに利用決定等をする部分	
5 郡山市公文書管理条例第17条の規定を適用する理由	
6 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限	年 月 日

郡山市特定歴史公文書等の利用請求に係る意見照会書

		第 号
		年 月 日
様		
郡山市長		印
<p>郡山市公文書管理条例第12条第1項の規定による利用請求のあった特定歴史公文書等に、あなたに関する情報が記録されていますので、同条例第18条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。</p> <p>つきましては、当該利用請求に係る特定歴史公文書等の利用決定等について御意見があれば、次の期限までに別紙「特定歴史公文書等の利用に係る意見書」を提出いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、提出期限までに同意見書を提出されない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。</p>		
1 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称		
(資料番号)		
2 利用請求の年月日	年 月 日	
3 当該特定歴史公文書等に記録されているあなたの情報の内容		
4 意見書の提出先		
5 意見書の提出期限	年 月 日	

備考 この意見照会は、利用請求のあった特定歴史公文書等を利用に供するかどうかの決定を行うに当たり、参考とするために行うものです。

郡山市特定歴史公文書等の利用請求に係る意見照会書

	第 号
様	年 月 日
郡山市長	印
<p>郡山市公文書管理条例第12条第1項の規定による利用請求のあった特定歴史公文書等に、あなたに関する情報が記録されていますので、同条例第18条第2項の規定に基づき、御意見を伺います。</p> <p>つきましては、当該利用請求に係る特定歴史公文書等の利用決定等について御意見があれば、次の期限までに別紙「特定歴史公文書等の利用に係る意見書」を提出いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、提出期限までに同意見書を提出されないときは、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。</p>	
1 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	
(資料番号)	
2 利用請求の年月日	年 月 日
3 当該特定歴史公文書等に記録されているあなたの情報の内容	
4 当該歴史公文書等の利用をさせようとする理由	
5 意見書の提出先	
6 意見書の提出期限	年 月 日

備考 この意見照会は、利用請求のあった特定歴史公文書等を利用に供するかどうかの決定を行うに当たり、参考とするために行うものです。

第9号様式（第12条関係）

郡山市特定歴史公文書等の利用請求に係る意見照会書

		第 号
		年 月 日
様		
郡山市長		
<p>郡山市公文書管理条例第12条第1項の規定による利用請求のあった特定歴史公文書等に、同条第1項第1号オに該当する情報が記録されていますので、同条例第18条第3項の規定に基づき、意見を伺います。</p> <p>つきましては、当該利用請求に係る特定歴史公文書等を利用に供することについて意見があれば、次の期限までに別紙「特定歴史公文書等の利用に係る意見書」を提出してください。</p> <p>なお、提出期限までに同意見書を提出されないときは、特に意見がないものとして取り扱わせていただきます。</p>		
1 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称		
(資料番号)		
2 利用請求の年月日	年 月 日	
3 当該特定歴史公文書等に付されている条例第8条第5項の規定による意見の内容		
4 当該特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由		
5 意見書の提出先		
6 意見書の提出期限	年 月 日	

備考 この意見照会は、利用請求のあった特定歴史公文書等を利用に供するかどうかの決定を行うに当たり、参考とするために行うものです。

郡山市特定歴史公文書等利用決定に係る通知書

第 号 年 月 日	様
郡山市長 印	
<p>年 月 日付けで照会しました特定歴史公文書等については、次のとおりその全部（一部）を利用に供することと決定しましたので、郡山市公文書管理条例第 18 条第 4 項の規定により通知します。</p>	
1 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	
(資料番号)	
2 当該特定歴史公文書等に記録されているあなたの情報の内容	
3 利用に供する日	年 月 日
4 利用に供することと決定した処分	年 月 日付け 第 号
5 利用に供することとした理由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は郡山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

郡山市特定歴史公文書等原本特別利用申請書

年 月 日		
郡山市長 <div style="text-align: center;"> 申込者 所在地又は住所 名称及び代表者 氏 名 電 話 番 号 </div> <p>郡山市特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する規則第 15 条第 2 項の規定により、特定歴史公文書等の原本を利用したいので、次のとおり申請します。</p>		
1 利用請求に係る 特定歴史公文書等	資料番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称
2 原本による利用 を必要とする理由		
3 利用希望日時 及び閲覧に係る 所要時間	年 月 日 時 分から 時 分まで	

備考

- 1 利用希望日時には準備から撤去までの時間を含めてください。
- 2 原本の特別利用につきましては、博物館内の所定の場所での閲覧となります。

郡山市特定歴史公文書等原本特別利用許可通知書

	第 号	
	年 月 日	
様		
	郡山市長	印
年 月 日付けで申込みのありました特定歴史公文書等原本の特別利用につきましては、郡山市特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する規則第 15 条第 3 項の規定により、次のとおり許可したことを通知いたします。		
1 利用請求に係る 特定歴史公文書等	資料番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称
2 利用条件		

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1 又は 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

郡山市特定歴史公文書等原本特別利用不許可通知書

	第 号	
	年 月 日	
様		
	郡山市長	印
<p>年 月 日付けで申込みのありました特定歴史公文書等原本の特別利用につきましては、郡山市特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する規則第 15 条第 3 項の規定により、次のとおり許可しないことを通知いたします。</p>		
1 利用請求に係る 特定歴史公文書等	資料番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称
2 不許可とした理由		

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1 又は 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

郡山市公文書管理委員会諮問通知書

	第 号 年 月 日
様	
	郡山市長 印
年 月 日付け <input type="checkbox"/> 利用決定等 <input type="checkbox"/> 利用請求に係る不作為 に対する審査請求について、郡山市公文書管理条例第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり郡山市公文書管理委員会に諮問したので通知します。	
1 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称 (資料番号)	
2 審査請求の内容	
3 審査請求があった日	年 月 日
4 委員会に諮問した日	年 月 日